

フサヒゲルリカミキリ保護増殖事業計画 (答申)

令和 2 年 11 月 20 日

農林水産省

環 境 省

フサヒゲルリカミキリ保護増殖事業計画（案）

令和2年 月 日

農林水産省
環 境 省

第1 事業の目標

フサヒゲルリカミキリ（コウチュウ目カミキリムシ科）は、岡山県真庭市の蒜山高原の一部の草原にのみ生息する。かつては北海道、関東、中部、中国地方に不連続に分布していたが、蒜山高原以外の既知産地では生息が確認できず、激減している。その要因としては、草原環境の消失、幼虫期の寄主植物として重要なユウスゲ（ススキノキ科（旧分類体系では「ユリ科」））の減少及び本種の乱獲等が指摘されている。

本事業は、本種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び違法捕獲防止対策を図るとともに、生息域外保全及び増殖個体の野生復帰を実施すること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

中国地方の本種の分布域及びかつて分布域であった地域並びに第3の3における飼育及び生息域外保全等を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況の把握

本種の生態等の保全に必要な基礎的知見は十分とは言えない状況である。本事業を適切かつ効果的に実施するために必要に応じて次の調査等を実施する。また、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査を実施する。

（1）生息状況等の調査及びモニタリング

現在、生息が確認されている地域において、本種の生息域、生息密度等の生息状況を把握し、その動向について定期的なモニタリングを行う。

あわせて、本種の自然条件下での生活史や繁殖様式等の生物学的特性の把握に向けた調査を行う。

（2）生息環境の調査及びモニタリング

本種は、草原環境に依存しているが、好適な生息環境については不明な点が多い。このため、生息地及びその周辺において気象、地形、植生及びその管理状況等の生息環境の変化を把握するための調査を行い、その変化について定期的なモニタリングを行う。

(3) その他

本種の生息地では、山焼き（火入れ）と草刈りにより草原環境が維持されていることから、山焼き等の実施状況と本種成虫の発生状況等とを比較することにより、草原環境の維持管理手法が本種に及ぼす影響を把握する。

2 生息地における生息環境の維持、改善及び拡大

本種が自然状態で安定的に存続するためには、草原環境だけでなくユウスゲを保全、増殖することも不可欠である。

このため、本種の生態等に関する専門的知見を有する者の助言を参考としつつ、1で得られた知見等を十分に踏まえた上で対応策を検討し、本種の生息に適した環境の維持、改善及び拡大のために、生息地及びその周辺地域における関係者の協力体制を確立しつつ、必要に応じて、次の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用及び開発等の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう働きかける。

(1) 生息環境の維持管理

本種の生息環境である二次的な草原環境を維持するため、保全関係者や土地所有者の協力を求めるとともに、定期的にユウスゲの周囲の草刈りや火入れを行うなどの適正な方法で管理を行う。

また、必要に応じてニホンジカによるユウスゲの食害対策を実施する。

(2) 生息環境の改善・拡大

本種による利用が確認されていない箇所のユウスゲについて、周囲の草刈り等の適正な方法により本種による利用を促進する。また、現地で採取した種子や株をもとに、遺伝的な影響を考慮した上でユウスゲの増殖、移植を行う。

3 生息域外保全及び野生復帰の実施

本種の保存は、2の生息地における取組を基本とするが、本種の野生個体数が過去に比して急減している状況をふまえ、必要性を十分に検討した上で、2の生息地における取組と並行して、保全団体等と協力して本種の生息域外保全と野生復帰（補強、再導入等）を実施する。生息域外保全及び野生復帰の実施に当たっては、本種の生態等に関する専門的知見を有する者の助言を受け、本種の遺伝的多様性や生態系への影響に留意する。野生復帰を行った箇所においては、1の(1)によるモニタリングを実施し、生息状況等の把

握を行う。

生息域外保全の実施に当たっては、飼育下における本種の生態等の知見を収集し、飼育技術の向上を図る。また、状況の急激な変化に対処するため、できるだけ複数の施設において飼育下個体群を維持する。

なお、保全対策を講じる上で、遺伝的多様性に対する配慮が必要になることを踏まえ、本種の遺伝的多様性について、必要に応じて調査等を実施する。

4 生息地における違法な捕獲等の防止

本種は、その希少性等から違法に捕獲される危険性の高い種である。このため、地元行政機関や警察等とも連携しながら、生息地における監視や普及啓発等を行い、違法な捕獲を防止する。また、インターネットにおける取引を含め、個体の違法な譲渡し等についても情報収集し、違反者に対しては厳正に対処するよう努める。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、土地所有者、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民をはじめとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発及び情報発信を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働きかけるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、関係行政機関、土地所有者、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保全活動に参画する保護団体、地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。